



第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都Congress)の開催について



概要

【日程】 2020年4月20日(月)～27日(月) (19日事前準備会合)

【会場】 国立京都国際会館

- Congressは、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議(1955年以降5年ごとに開催)
- 司法大臣・検事総長等を含む各国政府代表団等が参加
- 犯罪防止・刑事司法分野の対策等に関する政治宣言を採択
- 事務局は国連薬物・犯罪事務所(UNODC)
- 日本での開催は、1970年以来50年ぶり2回目
- 開催地を京都とすることを平成29年8月に閣議了解



(前回京都Congressの様子)

全体テーマ

2030アジェンダ^(※)の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進

※ 国連サミットで採択された行動計画。持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。

- (議題1) 社会的・経済的発展に向けた**包括的な犯罪防止戦略**
- (議題2) **刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ**
- (議題3) **法の支配の促進**に向けた各国政府による多面的アプローチ
とりわけ、ドーハ宣言に沿って、
 - ・ 全ての人々に司法へのアクセスを提供
 - ・ 効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関を構築
 - ・ 文化の独自性を尊重しつつ**法遵守の文化を醸成**することを含む社会的、教育的その他の関連方策を検討
- (議題4) あらゆる形態の犯罪、とりわけ
(a) あらゆる形態のテロリズム (b) 新興の犯罪形態を防止し対処するための**国際協力及び技術支援**

前回ドーハCongress(第13回)

- 2015年4月12日～19日の間、ドーハ(カタール)で開催
- タミーム・カタール首長(王族)、潘基文国連事務総長(当時)、フェドートフ国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長のほか、149か国から約4,000人が参加
- 「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論し、「ドーハ宣言」を採択
→ **SDGsのゴール16(平和と公正をすべての人に)に反映**



(ドーハCongressの様子)

開催意義・効果

- 我が国の法の支配の浸透や「世界一安全・安心な社会」を国内外にアピール
- 犯罪防止・刑事司法分野における我が国の国際的なプレゼンスの向上
- 各国における法の支配等の普遍的価値の浸透に寄与し、国内外の経済成長を支える司法インフラの整備促進

➡ **司法外交(司法分野における国内外の取組)を積極的に推進**



(提供: 国立京都国際会館)